平成２４年（フ）第４２０号
熊本市西区池上町971番地　ヴィラパオン201号
債務者　松浦　宏樹
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４１号
熊本市西区花園３丁目22番34号　花園ハイツ21―104号
債務者　堀川　啓介
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７２９号
大阪府豊中市服部寿町３丁目10番１号
債務者　米原ユキコ
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７２号
大阪市淀川区西宮原１丁目５番９―301号
債務者　出合伸舞公
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９５８号
大阪市都島区御幸町１丁目10番２―603号
債務者　久保　由紀
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０４４号
大阪市大正区鶴町３丁目21番21号
債務者　宮繁　悠花
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０９９号
大阪府門真市千石東町24番16号
債務者　玉置　悦子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１１４号
大阪市天王寺区小橋町14―54―1201、住民票上の住所大阪市平野区長吉六反４丁目８番73号
債務者　小川慶太郎
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２９号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目６番21―303号
債務者　佐々木由紀
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１５８号
大阪府守口市南寺方中通３丁目16番３号
債務者　新開　　博
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１７６号
大阪府吹田市元町４番27号ウエストフィールド201号
債務者　中村　香織
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１８３号
大阪府枚方市上野２丁目９番45―208号、前住所大阪府枚方市宮之阪４丁目43番13号
債務者　上田　靖子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１０号
大阪府豊中市稲津町３丁目８番３号
債務者　尾藤　　渉
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４号
奈良県天理市岩屋町917番地３
債務者　中村　　智
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３４３号
千葉県我孫子市湖北台８丁目１番１―203号県営住宅
債務者　塚本　明美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３４４号
千葉県我孫子市湖北台８丁目１番１―203号県営住宅
債務者　塚本　　紫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３８２号
千葉県柏市常盤台21番９号
債務者　山谷　昌一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部